

筑紫野市子どもの学習支援事業業務委託 仕様書

1 委託事業名

筑紫野市子どもの学習支援事業

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

3 事業の目的

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援と居場所提供を通じた生活支援を一体的に行うことで、自立した生活に必要な基礎学力の習得と社会性の獲得を図り、「貧困の連鎖」を防止することを目的とする。

4 支援対象者

筑紫野市に居住地を有する生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の中学生とする。

5 事業内容

下記に掲げる業務（以下「学習支援等」という。）を実施する。業務にあたっては、「筑紫野市子どもの学習支援事業実施要領」を参照すること。

- (1) 学習支援（学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ等）
- (2) 日常生活習慣の形成支援（学習支援を通じた日常生活習慣の形成、社会性の育成等）
- (3) 学習支援員の確保、市との連絡調整等
- (4) 学習支援教室の運営

6 人員体制

- (1) コーディネーター

学習支援教室の責任者として、コーディネーターを1名以上配置し、①～④の業務を行う。

- ① 学習支援員の確保及び派遣調整等の管理
- ② 学習支援等を希望する者に対して市が受け付けた申請書の登録、名簿管理
- ③ 大学生によるボランティア講師補助員の指導
- ④ 市及び関係機関との調整

- (2) 学習支援員

学習支援員は、「7 事業実施場所」において学習支援等を行う。

- (3) 学習支援教室

学習支援教室については、①～③を留意しながら開催すること。

- ① 学習支援教室の定員は原則10名程度とする。また、開催は、1教室あたり週1回、2時間程度とする。

- ② 学習支援教室に派遣する学習支援員は、参加者の学年や学習科目にあわせて、コーディネーターが調整し、1教室あたり原則3名程度とする。
- ③ 学習支援教室には、参加者の出欠確認等を行う会場管理者を定めること。

7 事業実施場所

事業実施場所は、筑紫コミュニティセンター（福岡県筑紫野市大字筑紫1571番地）とする。ただし、場所の確保が難しい場合は、別途協議のうえ、場所を定める。

8 学習支援員の研修

学習支援員に対し、必要に応じて、学習支援等に係る研修を実施すること。

9 ボランティア講師補助員の指導

ボランティア講師補助員に対して、教室での適切な支援及び助言を行うこと。

10 指揮命令者について

コーディネーターとは別に事業の責任者として指揮命令者を1名置き、当業務を統括するものとし、コーディネーターの業務遂行に関する指示、業務秩序の維持確保等に関する一切の指揮命令を行うものとする。

11 実績報告等

受託者は、学習支援教室実施後は学習支援員報告書を作成し、毎月10日までに前月分の学習支援員報告書を市へ提出すること。また、当該事業の翌年度4月10日までに履行完了届兼検収調書及び事業実施報告書を市へ提出すること。

12 業務契約終了後の引継ぎ

委託契約の終了等により受託者が変更となる場合、事業者間で十分に支援対象者に関する引継ぎを行い、支援の連続性・一貫性が途切れないよう配慮すること。また、事業者間で引継ぎに当たりデータ等の提供がある場合は無償で提供すること。

13 委託料の支払い条件

事業完了報告書と併せて、適正な請求を受けた日から原則30日以内に支払う。

14 その他

- (1) 情報を適正に管理し、業務上知り得た個人情報等は個人情報保護に係る法令等に準拠して適切な措置を講じるものとし、事業終了後も同様とする。
- (2) 会計に関する諸記録を整備し、会計年度終了後5年間保存するものとする。
- (3) 本仕様書に明示なき事項又は業務遂行上疑義が生じた場合は、市と協議の上、業務を進めるものとする。